

令和3年第2回平取町議会臨時会（開会 午前9時30分）

議長

皆さんおはようございます。ただいまより令和3年第2回平取町議会臨時会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は11名で会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって7番萱野議員と8番井澤議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことについては本日、議会運営委員会を開催し協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。6番櫻井議員。

6番
櫻井議員

本日招集されました令和3年第2回平取町議会臨時会の議会運営につきまして、は本日開催いたしました議会運営委員会において協議をし、会期につきまして、は本日1日間とすることで意見の一致を見ておりますので議長よりお諮り願います。

議長

お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり会期は本日1日間とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って会期は本日1日間と決定しました。

日程第3、行政報告を行います。1、本町地区簡易水道本管破損事故に係る断水対応についてをお願いいたします。建設水道課長。

建設水道
課長

令和3年2月2日に発生した去場地区水道を除く本町から紫雲古津に至る本町地区簡易水道の事故についてご報告申し上げます。発生場所は荷菜の旧藤井食堂前の国道を横断し用水路横にある農道の沙流川側の場所になります。事故当時、日高振興局発注のケナシ排水路工事の掘削作業を水道本管から約2.3メートル離れた位置で行っていましたが、掘削に伴う動圧の変化により水道管を埋設している農道法面の土砂が崩れて、水道管が破断する事故が発生いたしました。破断した水道管は直径150ミリの本管であったため送水を停止、そのことによりみどりが丘地区を除く本町と荷菜地区の約600世帯において断水もしくは水圧低下等の影響が発生いたしました。なお紫雲古津地区におきましては、荷菜と去場の境界付近にある荷菜配水池の水位が低下いたしました。何とか持ちこたえることができ影響はございませんでした。以後、一連の対応について時系列で説明いたしますので表をご覧ください。事故発生日時は2月2日14時40分です。一連の対応については表に時系列で記載したとおりですが、影響が大きいと思われる施設と自治会への連絡、消防の緊急伝達システム、町の防災情報メール、ホームページ等を活用した情報提供と広報車による連絡

など住民への周知連絡を行いました。また給水場は公民館、ふれあいセンター、荷葉の道南バス、紫雲古津生活館の4箇所で開設いたしました。水道管の復旧工事は発生から約3時間後の17時50分に完了し、その後エア抜き・バルブの開閉調整等を随時実施し、最終的には2月2日24時に安全を確認いたしました。今回の事故の原因として工事がその一因であることは間違いのないと思われませんが、その他に地下水や崩れた場所の土質など複合的要素も考えられることから、今後の対策を含め調査検討中でございます。以上、簡単でありますけれども水道事故に関する報告といたします。

議長

以上で行政報告を終了いたします。

日程第4、議案第1号令和2年度平取町一般会計補正予算第14号を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第1号令和2年度平取町一般会計補正予算（第14号）につきましてご説明致しますので1ページをお開き下さい。令和2年度平取町一般会計補正予算（第14号）は次に定めるところによるものとします。第1条歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出にそれぞれ4052万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ78億5360万4千円にしようとするものです。第2項で、歳入歳出予算の補正における款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」によるものとしています。それでは、「歳入歳出予算事項別明細書」の歳出からご説明致しますので5ページをお開き下さい。今回の補正については新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や学校保健特別対策事業費補助金などの財源を活用し必要な予算を補正するものです。上段、2款1項1目一般管理費12節委託料129万4千円の増額です。これは新型コロナウイルスの無症状感染者による感染が拡大していることから重症化しやすい高齢者の健康を守るため、訪問や面接業務などで特に高齢者と接する機会が多い地域包括支援センターや貫気別老人福祉寮などの職員7名を対象に5月末までの期間において毎週1回の合計16回分のPCR検査を受けるための費用であります。なお財源につきましては全額、国の第3次補正によるコロナ交付金を充当するものです。続いて下段、4款1項2目予防費18節負担金補助及び交付金3271万円の増額です。これは新型コロナウイルスの感染拡大の防止を図り、その時々々の感染状況に応じて迅速かつ適切に対応するため、PCR検査を受ける法人の職員又は個人の方を対象にその費用の全額又は一部を助成するために必要な予算を補正するものであります。一つは町内に住所を有する社会福祉施設等の職員及びその施設利用者がPCR検査を受ける場合があります。これは法人職員に対し5月末までの期間、毎週1回の合計16回分の検査を義務付け、また、その施設利用者については原則1回を限度にPCR検査を受けるときは1検体につき11,550円を上限に助成するものであり、その対象者を法人職員が146名、施設利用者は1

93名と見込み、総額2921万円を補正するものであります。二つ目は町内に住所を有する一般町民の方がPCR検査を受けた場合であります。これは1検体につき1万5千円を上限とし検査費用の2分の1を助成するものであり、その対象者を100名と見込み、総額150万円を補正するものであります。なお実施期間は5月末までとし、検査回数については1人1回を限度とするものであります。三つ目は町内に事業所等を有する法人又は個人事業所において、新型コロナウイルスの感染者が発生した場合であります。これは保健所の疫学調査により行政検査の対象外とされた従業員などの方を対象にPCR検査を受けるときは1検体につき2万円を上限に全額助成するものであり、その対象者を100名と見込み、総額200万円を補正するものであります。なお実施期間は5月末までとし、検査回数については感染者が発生する都度、1人1回を限度とするものであります。財源につきましては、いずれも国の第3次補正によるコロナ交付金を充当するものです。6ページをお開き下さい。上段、9款2項1目学校管理費17節備品購入費400万円の増額です。これは新型コロナウイルスの感染症対策のため、町内小学校の保健室に補助暖房用として寒冷地エアコン5台を設置し、また学校閉鎖や学級閉鎖時におけるオンライン授業などを円滑に実施するため新たにWebカメラ5台を購入するものであります。なお財源につきましては、文部科学省所管の学校保健特別対策事業費補助金の対象となるため、その補助ウラを国の第3次補正によるコロナ交付金を充当するものです。続いて下段、9款3項1目学校管理費17節備品購入費160万円の増額です。これも町内中学校の保健室に寒冷地エアコン2台とWebカメラ2台を購入するものであり、財源についても小学校費同様に措置するものです。7ページをお開き下さい。12款1項1目国民健康保険病院特別会計繰出金27節繰出金92万4千円の増額です。これは新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、国保病院における医療従事者など80名を対象にPCR検査を受けるための費用として、国の第3次補正によるコロナ交付金を充当して国民健康保険病院特別会計に繰出すものです。歳出は以上でございます。次に歳入につきましてご説明致しますので4ページをお開き下さい。上段、15款2項1目総務費国庫補助金1節総務管理費補助金新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3772万8千円の増額です。これは先程、歳出でご説明致しましたPCR検査の費用やエアコンなどの備品購入費の補助ウラ財源として、事業費の10分の10が交付される国の第3次補正によるコロナ交付金を見込んだものであります。続いて下段、15款2項5目教育費国庫補助金2節小学校費補助金学校保健特別対策事業費補助金200万円、同じく3節中学校費補助金80万円の増額です。これは先程、歳出でご説明致しましたエアコンなどの備品購入費に係る補助金であり、その財源を事業費の2分の1が交付される学校保健特別対策事業費補助金を見込んだものであります。なお、この度の補正財源として充当致しました国の第3次補正によるコロナ交付金の交付限度額については国から1億81万6千円が交付される予定であります。歳入

歳出予算事項別明細書については以上でございます。以上、議案第1号令和2年度平取町一般会計補正予算（第14号）についてご説明申し上げましたのでご審議の程宜しくお願い致します。

議長 これから質疑を行います。質疑はございませんか。11番松澤議員。

11番松澤議員 歳出の5ページの下段の予防費の中で、受けられる方のときに町内に住所を置くというふうに聞こえたんですけども、法人職員の中で町内に住所を置かないで町内で働いている方というのが現在いるかどうか教えてください。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 お答えいたします。法人の中には恐らくなんですけども、住所を置かない方もいらっしゃるかと思うんですけども、法人に勤務している方についてはPCR検査の対象としております。

議長 ほかに。11番松澤議員。

11番松澤議員 先ほど法人と個人の事業者の方の発生した場合の補助金の話をなされたんですけども、1人1回限りという言葉があったんですけども、かかりたいと思っかかる方はいないと思いますし、抗体ができるからそのようなことにはならないと思うんですけども、1人1回限りという言葉をつけなくてもいいんじゃないかなと私は思うんですけども、そこまで縛りをつけるという意味は何なんでしょうか。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 お答えします。個人においては複数回、何というですか、心配で複数回PCR検査を受ける方もいるという想定のもとに1回限りというふうに回数を区切ったところであります。

議長 ほかに質疑ございませんか。9番鈴木議員。

9番鈴木議員 9番鈴木です。今日は補正予算が先になって、12日に産業厚生委員会が開かれてそこで内容について議論されるという中身になっているということで、ちょっと逆ではないのかということをお聞きしながら、こういう機会ですので質問をさせていただきますけれども、産業厚生資料見ます中でまずこのPCR検査を受ける時に、文書を読んでいきますと自分でまず金を出しなさいという、立替えて出しなさい、そして請求書あるいは領収書を持って後で請求して下さい

という内容になる、これはちょっと違うのではないのかというふうに思います。特に社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症に関する検査費用助成交付要綱、こういうところで見ますと、毎週1回全職員が受けなさいという場合も、書いてあることは同じそういう書き方になっているわけですよ。これはやっぱり要綱として違うんじゃないのか。毎週1回やるということが前提であれば、その請求の仕方というのは個人が立替えたり、或いは施設が立替えたりしなくてもいいような形で、いくらでもできるんじゃないのか。その辺どういう考え方を持ってこの請求の仕方といいますか、補助金の交付を受けようとする交付対象者という設定をしたのか、それについて伺いたいと思います。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 お答えいたします。PCR検査の費用につきましては民間業者でやらなければならないものですから、例えばソフトバンクのところであれば2、3千円からという価格でできるところもありますので、それを事業所で選択していただいてやるというところがありましたのでこういうような記載の仕方になっております。

議長 9番鈴木議員。

9番鈴木議員 そうということがあったにしても義務だよということを書いて毎週1回必ずやりなさいということまで義務づけておきながら、金は個人なり施設なりがまず出しなさいという内容にとられるような文言というのは、これ違うんじゃないですか。どうですか。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 PCR検査についても義務ではなくて、その施設で受ける何ていうんですか、受けるのを選択して貰うということで、うちらとしては受けて欲しいんですけども事業所で受けないと言われればそれまでですので、こういうような表記の仕方をとった次第であります。

議長 9番鈴木議員。

9番鈴木議員 どの施設も人を預かっているところでコロナ発生なんかしたいとは思っていないんです。だからこういうことが国の事業として、交付金も出るということであれば積極的にそれは活用しますよ。だから活用しやすい形、それを再検討して欲しいというのが私の願いでありますので改めて検討いただきたいと思いますがいかがですか。

議長

町長。

町長

お答え申し上げます。今、保健福祉課長からも答弁ありましたけれども、実施主体としてはあくまで事業所、事業所をお願いしたいというふうに考えておりまして、当然こういった補助金を用意することで、その事業所も積極的にやっただけるところをこの事業の目的としているところでございますので、これ組立てのときも対象事業者さんと色々協議をさせていただいております。それで補助金という形でやり方はそれぞれの事業者さんに任せるというようなところもございますので、今回、事業主体への事業所さんへの補助金という形で予算を組ませていただいたということでありますので、かかる費用についてはその事業所さんで一時立替えということになりますけれども、立替えというか支払いになりますけれども、そこの資金繰りとかその辺の厳しい面があるとなれば速やかに経理等に回して、極力負担を少なくするような形でぜひ支出等も考えたいと思っておりますので、その辺はぜひご理解をお願いしたいということです。

議長

ほかに質疑ございませんか。

(質疑なしの声)

これで質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第4、議案第1号令和2年度平取町一般会計補正予算第14号は原案のとおり可決しました。

日程第5、議案第2号令和2年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第3号を議題とします。提案理由の説明を求めます。病院事務長。

病院事務
長

議案第2号、令和2年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。議案書8ページをご覧ください。第1条、令和2年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第3号は次に定めるところであります。第2条、令和2年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第3条に定めました収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。収入ですが、第1款病院事業収益、第2項医業外収益、既定予算額4億4698万8千円に補正予定額92万4千円を追加し計4億4791万2千円。支出ですが第1款病院事業費用、第1項医業費用、既定予算額8億3217万1千円に補正予定額、同じく92万4千円を追加し計8億3309万5千円とし、収入、病院事業費収益、支出、病院事業費用、それぞれ既定予算額8億4257万4千円はそれぞれ92万4千円の増額となりまして合計8億4349万8

千円となります。今回の補正ですが、議案第1号令和2年度平取町一般会計補正予算第14号で説明ありましたとおり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当する事業費でありまして、国民健康保険病院の事業費を計上する場合の交付金は一般会計から繰入れすることとされているため予算を補正するものであります。1ページをご覧ください。令和2年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算実施計画変更と明細ですが、収入支出それぞれの補正予定額につきましては先にご説明いたしました92万4千円の増額で合計8億4349万8千円となります。下段、収益的収入ですが1款病院事業収益、2項医業外収益、2目他会計負担金、1節一般会計繰入金、92万4千円を追加しております。支出につきましては1款病院事業費用、1項医業費用、3目経費、17節委託料92万4千円、これは先に議案第1号で説明がありましたとおり、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、国民健康保険病院における医療従事者など80名を対象としたPCR検査の実施に係る検体検査委託料と計上させていただいております。以上で説明を終了いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第5、議案第2号令和2年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第3号は原案のとおり可決しました。本臨時会に付されました事件の審議状況を報告します。議案2件で原案可決2件となっています。以上で全日程を終了しましたので、令和3年第2回平取町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(閉会 午前9時57分)